

本山町出会いのきっかけ支援事業委託業務公募型プロポーザル実施要項

本山町（以下「本町」という。）では、本山町出会いのきっかけ支援事業委託業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、民間事業者の企画力、運営力等を生かした魅力あるイベントの企画提案を求め、受託候補者を選定するため、本山町出会いのきっかけ支援事業委託業務公募型プロポーザル実施要項（以下「本要項」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

本町では、将来的に結婚を希望しながらも人との出会いや交流の機会が減少している若い世代に対し、地域資源を活用した交流イベント事業を実施することで出会いの機会を創出することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 件名

本山町出会いのきっかけ支援事業

(2) 業務内容

別紙1「本山町出会いのきっかけ支援事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から2026年3月19日（木）まで

(4) 委託金上限額

金1,542,000円（消費税及び地方消費税等を含む）

(5) 契約方法

契約の締結は、プロポーザルで選定された受託候補者と本町の間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法で本業務にかかる委託契約を締結する。

3 プロポーザル参加資格の要件

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

なお、本業務におけるプロポーザル方式による手続きへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、単体の法人格を有する企業とし、複数の事業者による共同体は認めないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更正手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと

- (3) 本町の令和6・7年度入札参加資格者名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (4) 本要項に基づくプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の本要項の配布日から本要項「6 企画提案書等の提出」（以下「企画提案書等」という。）の提出日までにおいて、本町から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本要項の配布の日から企画提案書等の提出日までにおいて、「本山町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則」（平成25年11月25日付規則第3号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 過去5年間（2020（令和2）年4月1日～2025（令和7）年3月31日）において、他の自治体や民間等で「異性との出会い・交流」又は「体験活動を通じた交流」を目的としたイベント開催を複数回実施していること。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

4 参加意思表明

参加希望者は、次のとおり参加意思表明書等を提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ① 参加意思表明書（様式第1）
 - ② 誓約書（様式第2）
 - ③ 参加資格要件確認書（様式第3）
- (2) 提出期間

2025年7月25日（金）から8月1日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出手続き
 - ① 提出先

本山町教育委員会 社会教育班（本要項「12担当窓口」参照）
 - ② 提出方法

持参又は郵送による提出とする。
メール、FAXは不可とする。
※郵送の場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」等配達記録が残る方法とする。
なお、送付物の到達確認を担当窓口にて電話にて行うこと。
- (4) 共通項目
 - ① 各様式はA4 版とし、記載文字は11ポイント以上とすること。
 - ② 各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」を記入すること。
 - ③ 各様式の注意欄に枚数の指定がないものは、複数枚とすることも可とする。

5 質問の受付及び回答

本業務に関する質疑は、質問書（様式第4）に質問の内容を記載し、電子メールで送付するものとする。なお、電子メールは、開封確認により送信する、又は担当窓口にて電話にて到達確認を行うものとする。電話のみでの質問は受け付けない。

また、質問は本要項、仕様書の範囲内に限るものとする。

① 質問書提出期間

2025年8月4日（月）から8月7日（木）午後5時まで（必着）

② 提出先

本山町教育委員会 社会教育班（電子メール：kouminkan@town.motoyama.lg.jp）

③ 質問への回答

2025年8月8日（金）までに、随時質問者に電子メールで回答するとともに、質問書提出期間終了後、同日までに本町公式HPに公表する。

6 企画提案書等の提出

（1） 提出書類

① 企画提案申請書（様式第5）

② 企画提案書

ア 実施体制（様式第6）

イ 事業企画書（様式第7）

ウ 事業スケジュール（様式第8）

エ 事業見積書（様式第9）

見積関係書類（歳出金額の根拠となる資料を可能な範囲で添付すること。）

③ 会社概要書（様式第10）

事業実績欄には、過去5年間で行った実施事業一覧（日付、場所、参加人数）を記載すること。様式は問わない。

会社情報がわかる定款・規約、経営状況等の資料（なお、指定した資料が以前に取得したものであっても、本紙提出時の内容と同じである場合は、複製でも可とする。）

（2） 提出部数

原本1部、複製4部

（3） 提出期間及び提出時間

① 提出期間

2025年8月12日（火）から8月22日（金）午後5時まで（必着）

（4） 提出手続き

① 提出先

本山町教育委員会 社会教育班（本要項「12担当窓口」参照）

② 提出方法

持参又は郵送による提出とする。

メール、FAXは不可とする。

※郵送の場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」等配達記録が残る方法とする。

なお、送付物の到達確認を担当窓口にて行うこと。

※参加意思表明書等を提出済であっても、期限までに企画提案申請書等の提出がない場合は、「辞退した」として取り扱うものとする。

(5) 共通項目

- ① 各様式はA4 版とし、記載文字は11ポイント以上とすること。
- ② 各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」を記入すること。
- ③ 各様式の注意欄に枚数の指定がないものは、複数枚とすることも可とする。

7 受託候補者選定方法

(1) 受託候補者の選定

選定委員会を新設し、書類審査及びプレゼンテーションを総合的に選定委員会の委員が評価し、選定委員会として受託候補者を決定する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書等の内容について審査する。各選定委員の評価点の合計を総合評価点として、総合評価点の最も高い者を受託候補者とし、総合評価点が2番目に高い者を次点受託候補者とする。総合評価点の同じ者が複数ある場合は、各選定委員の多数決で決定する。

(3) 審査の主な基準及び配点

① 理解 (5点)

- ・企画提案書は本事業の趣旨に沿っているか。

② 取組体制 (25点)

- ・他の自治体等において本事業と類似する事業の実績があり、ノウハウや経験が豊かであるか。
- ・業務遂行過程で本町担当職員との協議打ち合わせに応じる体制ができているか。
- ・業務推進体制及び業務責任者は適切であるか。
- ・個人情報管理の徹底を含めた信頼性のある体制となっているか。
- ・想定外の業務に応える組織的な応用力はあるか。

③ 参加者募集 (5点)

- ・募集方法について効果的な工夫はされているか。

④ 実施内容 (60点)

- ・提案されたイベントの内容は具体的で明確であるか。
- ・参加者が興味を持つイベント内容か。
- ・本町の地域資源を活用し、本町の魅力を感じられる内容となっているか。
- ・参加者がより多くの異性の参加者と交流できる工夫がされているか。
- ・天候不良など不慮の事案に対応できるプログラムとなっているか。
- ・参加者を集めやすい時期、時間、料金であるか。
- ・イベントの実施回数

⑤ 費用の妥当性 (5点)

- ・費用積算の単価、根拠等は妥当であるか。

(4) 選定結果通知

企画提案申請者に対し、2025年9月5日（金）までに書面により選定結果を通知す

る。また、受託候補者及び次点候補者を本町公式HPにて公表する。

(5) その他

選定に対する一切の問い合わせ及び異議申立には、応じない。

8 契約

- (1) 本町は、選定された受託候補者と企画提案書等に基づき、仕様書を作成し委託契約を締結する。
- (2) 契約金額は、提案された様式第9の歳入欄に表記された委託金の合計額を基本として委託金上限額の範囲内で協議したうえで、新たに徴収した見積書の金額とする。
- (3) 本業務における契約において、受託候補者との協議が不調となった場合又は受託候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約の締結が不可能となった場合は、次点受託候補者が交渉権者となり、協議を行うものとする。
 - ① 「3 プロポーザル参加資格の要件」に記載した全項目を満たさなくなったとき。
 - ② その他、事故等の特別な事由により契約の締結が不可能と認められたとき。
- (4) 契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合には契約を解除し、本町との契約者（以下、「受託者」という。）を変更することができるものとする。なお、この場合において本事業に要した費用は、受託者が負担するものとする。
 - ① 企画提案書等に虚偽の記載があることが明らかになった場合
 - ② 受託者に重大な瑕疵がある場合
 - ③ 本業務遂行の意思が認められない場合
 - ④ 業務遂行能力がないと認められた場合
 - ⑤ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合
- (5) 全ての提案事項について契約を保証するものではなく、企画提案書等について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本町と受託候補者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、参加希望者（企画提案申請者、受託候補者を含む）を失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法や提出期限等が、本要項に該当しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- (3) 提出書類に不備があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他提案内容の遂行にあたり著しく信義に反する行為等、本業務の選定委員会が失格であると認めた場合

10 その他

- (1) 本業務に関する選定委員、本町職員その他関係者に対して、本業務提案についての個別接触は禁止とする。
- (2) 提案は、1企業につき1件とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等の作成等に要した費用は、参加希望者の負担とする。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (6) 企画提案書等の著作権は、参加希望者に帰属するものとする。ただし、本町が本プロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加希望者の承諾を得ずに企画提案書等の内容が無償で使用できるものとする。
- (7) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加希望者が負うものとする。
- (8) 提出された書類は、受託者の選定以外の目的では使用しない。ただし、本町情報公開条例に定める非公開情報を除き、公開の対象となる。
- (9) 書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに本山町教育委員会 社会教育班に電話連絡し、2025年8月22日（金）午後5時までに辞退届（様式第11）を提出するものとする。

11 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

番号	日 程	項 目
①	7月25日	本要項配布 ※本町公式HPにて公表
②	7月25日～8月1日	参加意志表明書受付期間
③	8月4日～8月7日	質問受付期間
④	8月12日～8月22日	企画提案申請書、企画提案書等の提出期間
⑤	8月26日～8月29日 (別途通知する)	選定委員会による書類審査及びプレゼンテーション
⑥	上記⑤実施日を除き7日以内	審査結果通知

12 担当窓口

本山町教育委員会 社会教育班

〒781-3601 高知県長岡郡本山町本山569-1 本山町プラチナセンター内

電話 0887-76-2084（直通）（月～金 土日祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分）

電子メール：kouminkan@town.motoyama.lg.jp